

平成 20 年度第 6 回常務理事会議事録

日 時：平成 20 年 11 月 14 日（金）15：00～17：30

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

副理事長：岡村 州博、落合 和徳

理 事：井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、嘉村 敏治、田中 俊誠、平松 祐司、星合 昊、
吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤 倫太郎

幹 事：内田 聡子、梶山 広明、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、下平 和久、高倉 聡、
濱田 洋実、平田 修司、堀 大蔵、増山 寿、村上 節、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

委員長：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 6 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 5 回常務理事会議事録（案）

総務 1：代議員の改選について

総務 2：名誉会員該当者の報告について

総務 3：懲戒に関する内規改定案

総務 4-1：周産期救急医療体制 特に母体救命救急体制の整備に関する緊急提言

総務 4-2：読売新聞 10 月 22 日付記事「7 病院が拒否 妊婦死亡」

総務 5-1：定款新旧対照表

総務 5-2：定款施行細則新旧対照表

総務 6：「勤務医師賠償責任保険」中途加入のお手続について

総務 7：毎日新聞 10 月 24 日付記事「福島の医師無罪で第三者機関に望む」

総務 8：周産期委員会「厚生労働省の母子健康手帳の改正案について」

総務 9：国立国語研究所「病院の言葉」委員会からの書信

総務 10：柏村監事からの書信

総務 11：日本医学会「たばこ税の増税に賛成する署名についての協力依頼について」

総務 12：禁煙推進学術ネットワーク「『病院機能評価における禁煙関連の認定条件追加に関する要望について（照会）』について」

総務 13：医療介護 CB ニュース 11 月 13 日付記事「医者モラルの問題—経産相発言に全医連が抗議」

会計 1：平成 21 年度事業計画ならびに予算案編成に関し、ご意見、ご希望等お伺いの件

会計 2：代議員からの提案書

会計 3：事業費と管理費との共通費用に係る配賦基準について（案）

渉外 1：FIGO Administrative Director からの E-mail

渉外 2：FIGO Memorandum “FIGO/ICEC Statement on Emergency Contraception”

渉外 3：AOFOG Educational Fund

渉外 4：国外名誉会員（Honorary Fellow）該当者の報告（案）

渉外 5：第 61 回日産婦学会 交流プログラム 海外産婦人科学会役員名簿

渉外 6：AOFOG 周産期委員会池ノ上委員長からの書信

社保1：ワイズ(株)「注射用メソトレキセート5mgの一時供給停止に関するご連絡とお詫び」
社保2：日経新聞10月22日付記事「患者が保険外費用寄付」
専門医制度1：専門医制度規約改定案
専門医制度2：会員へのお知らせ「産婦人科専門医認定審査について」
専門医制度3：審査の手引き 抜粋
専門医制度4-1：日本胸部外科学会からの書信
専門医制度4-2：日本専門医制評価・認定機構からの書信
倫理1：根津八紘医師「日本受精着床学会学術講演会における私の発表に関するお問い合わせに対して」
倫理2：毎日新聞10月22日付記事「インド代理出産 法不備浮き彫り」
教育1：第2回産婦人科サマースクール
広報1：JSOG-JOBNET 事業報告
広報2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報3：JSOG ホームページアクセス状況
将来計画1：ポスター「あなたの笑顔に会いたくて」
将来計画2：「産婦人科診療ガイドライン—産科編2008」指導者講習会出席者ご推薦のお願い
将来計画3：日経新聞11月3日付記事「産科・救急連携手探り」
将来計画4：朝日新聞11月4日付記事「産科・救急、連携へ部会」
将来計画5-1：産婦人科勤務医・在院時間調査 第2回中間集計結果 報告と解説（修正版）
将来計画5-2：朝日新聞11月1日付記事「産科医、月平均300時間超拘束」
将来計画6：読売新聞11月3日付記事「出産費支払い不要」
将来計画7：東京新聞10月22日付記事「お産難民首都圏でも」
将来計画8：産婦人科医療提供体制検討委員会 活動報告
将来計画9：地域母体救命救急体制整備のための基本的枠組の構築に関する提言（案）
男女共同参画1：平成20年度「女性の健康週間」展開案について
男女共同参画2：地方部会担当公開講座一覧
無番：「2008年度日産婦誌に関するアンケート」結果報告（案）
無番：婦人科腫瘍委員会小西委員長からのEメール
無番：A社からの生殖医療に関わる問い合わせの書信
無番：朝日新聞11月14日付記事「妊産婦死亡問題 医師のモラル」
無番：日経新聞11月14日付記事「出産一時金地域ごとに」

15:00、理事長、副理事長、常務理事の総数10名が出席（星常務理事欠席）し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計3名を選任し、これを承認した。

冒頭、**吉村理事長**より「10月31日に舩添厚生労働大臣と面談し母体救命救急体制の整備に関する緊急提言を提出した。東京都で起きた脳出血の2例について様々な点が問題となっているが、母体の救命救急に関して12月迄には日本救急医学会と本会とが一緒になってシステム作りを検討し、それを全国的なレベルに展開していくことを考えている。岡井先生と海野先生にご尽力頂いているが、引き続き宜しくお願いしたい」との発言があった。

I. 平成20年度第5回常務理事会議事録（案）の確認

原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳副理事長）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

①塩田修 功労会員（奈良）が11月3日に逝去された。（弔電・生花手配済）

(2) 地方部会長宛に新代議員選出規定に基づく代議員の改選についての書信を10月20日付で発送した。
[資料：総務1]

(3) 地方部会長宛に名誉会員該当者の報告、功労会員候補者の推薦についての書信を10月20日付で発送した。（回答期限1月15日）[資料：総務2]

星合理事より名誉会員該当者の条件につき「代議員歴や理事歴が条件に満たない場合該当しないという理解で宜しいか」との確認があった。

落合副理事長「地方部会長から報告頂くと同時に、本部でも調べて候補者をリストアップする。地方部会長は条件に適合された方を報告して頂きたいが、推薦された該当者の中からのみ候補者を選出するわけではない」

(4) 懲戒に関する内規の改定について [資料：総務3]

落合副理事長より資料に基づき改定案について「(3) 会員資格の停止に関して“3年の期間内”を追加する。(4) 退会勧告に関して“本会の会員資格および専門医資格を停止し”を追加し、“除名処分とすることができる”と修正する」との説明があった。

吉村理事長「会員資格の停止に関して3年とする根拠は何か」

落合副理事長「決めづらいところであるが、平岩先生は3年が妥当ではないかとの意見である」

岩下理事「専門医の規約を変える必要はあるか」

落合副理事長「専門医の規約には懲戒条項はない」

松岡議長「本会の会員でなくなったときから専門医資格が失われるとの解釈である。専門医は会員でないと出来ない」

吉川理事「専門医は会員であることを条件としてよいのか」

落合副理事長「本会の専門医制度規約では、専門医の認定を申請する者は本会会員であることを規定している。専門医資格は学会の会員であるという縛りをつけてはいけないという考え方もあるが、各学会に任されているので構わないと思う」

松岡議長「専門医資格をどこが公的に認めるかという議論があるが、基本的には各学会が認定しないとそこには上がらない」

岡村副理事長「退会勧告での資格停止は期限を設けなくてよいのか」

松岡議長「(3)の会員資格の停止と併せて読めば、3年以内に自主退会しなければ除名処分となる」

星合理事「(2)の譴責で、“始末書を徴収する”とあるが徴収できない場合を勘案して“始末書を徴収することができる”としては如何か」

落合副理事長「例外的な話と思うので、その時に都度議論すれば宜しいかと思う」

吉村理事長「この改定案を次回の理事会に諮りたいが宜しいか」

以上協議の結果、特に異議なく改定案を、了承した。

(5) 専門委員会

①平成21年度は専門委員会の委員改選時期にあたるため、専門委員会次期委員候補者、小委員会設置申請書の提出を各委員会副委員長に依頼する書信を10月20日付で発送した（回答期限：11月20日）。

(6) 東京都における妊婦受け入れ先決定までに時間を要した問題について [資料：総務4-1, 4-2]

当該問題に関連し、10月31日舛添厚生労働大臣と面談し「産褥期救急医療体制特に母体救命救急体制の整備に関する緊急提言」を手交した。

出席者：厚生労働省 舛添厚生労働大臣、外口医政局長

本会 吉村理事長、岡井常務理事、海野委員長、澤副幹事長

平松理事「緊急提言の内容に関して、喫緊の対策として手当について書いているが、それよりもハイリスクの分娩管理料や妊婦管理料が産婦人科医に還元されていないので学会として訴えて頂きたい」

吉村理事長「緊急提言をしたときに医政局長にもそのことを伝えた。何らかの手立てを打って頂けると思う」

丸尾監事「既に厚労省から通達が出ている筈である」

吉村理事長「通達はあるが具体的に効いていないので、もう少し強く直接的な言い方でないといけないと思う」

丸尾監事「産科医の待遇改善のために付けられた加算である」

平松理事「具体的改善に結びついていない現状がある」

吉村理事長「そういったことをよく聞くので、10月31日の面談時に再度通達を出して頂きたいと申し上げた」

松岡議長「厚労省は、7千円を地方自治体が負担すれば3千円を国が負担し、最終的に1分産あたり1万円の手当を産科医に出す制度を考えている。大分県の予算は厳しいが、2千円を県が負担し、5千円を医療機関が負担することで国の3千円と合わせて勤務医に対する手当の財源を確保することとした。大分県では勤務医の扱う分娩数は全体の20%程度であり、そのくらいの数であれば県は予算が取れるとのことである」

海野委員長「ハイリスク分娩管理加算のフィードバックの問題であるが、それぞれの病院長の判断になっているところがある。2年程前に医会会長と本会理事長の連名で各病院長にお願いした経緯があるが、医会の調査でフィードバックが7.7%しかないとの数字が出ているので、ひとつ出来ることはそれを前提として再度お願いすることである。また、分娩手当に関しては的外れの政策ではないかと思う。病院の勤務医が一番困っており、開業医に分娩手当をつけることは意味がないが、医政局の概算要求にはそれも入っている。何故入っているかという点、開業助産所にも手当を付けたいとの医政局の思惑があるからである。時間外の救急受け入れは全体の分娩の1/10程度であり、時間外の分娩も全体の1/6か1/7程度であり、そのお金を産科医だけではなく関連する小児科、麻酔科や他科の先生も含めてフィードバックする形にしないと何の意味もないと思っている」

(7) 公益社団法人認定に関わるワーキンググループ

①定款、定款施行細則改定案について [資料：総務5-1, 5-2]

落合副理事長より資料に基づき「定款改定で特に問題となるのは地方部会の位置付けである。前回の常務理事会で公益社団法人のメリットについて会員に説明すべきであるとの話が出た。改めてこの点につき整理したい。第一は税制上のメリットであるが、一般社団法人と比較し収める法人税が少なく済む。また、寄附優遇の対象となり個人寄附者の所得控除、法人寄附者の損金算入のメリットがあるので、寄附をするインセンティブが働き、学会の収入面での下支えとなる。第二は公益社団法人となるハードルが高く、限られた法人のみが公益社団法人となるので、社会的ステータスが格段に上がることが考えられる。定款改定案では地方部会を置くとの条項を削らざるを得なかった点の一つの大きな問題点である。支部（従たる事務所）を置く場合、①登記をする必要があり、②決算を連結する必要がある。実務上、決算を連結して総会に諮り承認を得る作業がかなり膨大となる。現在の状況で各地方部会の決算を本会が掌握することは不可能に近いと思う。従って定款上、地方部会は連絡窓口となり本会を支援する任意団体とならざるを得ないと思っている。これは一般社団法人となる場合でも同様のことが求められている。地方部会や連合地方部会が存続して活動して頂くことを考えた場合、定款上少しトーンダウンせざるを得ないとの結論で改定案を作成した」との説明があった。

荒木事務局長「10月10日付でパブリックコメントを集約した定款変更案のガイドラインが示され、その趣旨を踏まえて前回の常務理事会に提出した定款改定案を修正した。この改定案については公益認定等委員会事務局に意見を聞いている。地方部会に関しては現在の運営支援の機能を損なうものではないと考えている」との報告があり、変更乃至追加した条項につき追加説明があった。

岡村副理事長「地方部会の方向性を本部が指導していかないと混乱するものと思う。地方部会そのものがNPO法人など法人化することもありうるのではないかと。また、定款改定案では代議員の選出は全国区で行うとも読めるので、先般地方部会に於ける代議員選出規程の改定を本部で主導したこととの矛盾があるように思える。この点に関しても地方部会に対する指導を考えなければいけないのではないかと」

荒木事務局長より定款施行細則改定案の説明があり「役員および代議員選任規程は現行通りである。従って、代議員は全国一区ではなく地方部会で選出することとなり、運用面でそのようにしても定款に抵触しないと解釈している」

和氣理事「定款施行細則改定案は（公益社団法人の）定款に抵触しないか」

荒木事務局長「抵触しない改定案としている」

和氣理事「そうすると問題は会計だけか」

荒木事務局長「現在登記はしていないので、会計だけの問題である」

和氣理事「多くの活動を地方部会が担っているの、地方部会には明確に伝えないといけないと思う」

松岡議長「公益社団法人へ移行申請する際、申請書類に定款と定款施行細則を添付するのか」

荒木事務局長「現段階では定款施行細則までは要求されていない」

松岡議長「定款改定案の第 21 条 3 項 “社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき”は可決する旨の議決があったとみなすとあるが、代議員全員の同意を得ることは不可能である。第 20 条には社員の過半数が出席して成立し、出席した社員の過半数をもって議決されるとあるので、通信で開催する総会の場合もそれが適用されるべきであり、同様でないとおかしい。また、公益認定等委員会が出している『特に留意すべき事項等について』を読むとこれは総会ではなく理事会に適用される条文ではないか」

落合副理事長「ご指摘の点については公益認定等委員会に確認したい」

丸尾監事「理事数を 2 名増やし 25 名とする場合、増員 2 名の枠組みをよく考えて頂きたいと思う」

平松理事「各ブロックの理事定数や地方部会の代議員定数は施行細則に書くのか」

落合副理事長「定款施行細則ではなく、役員および代議員選任規程に書かれており今後も同様である」
役員の選出方法に関しては特に指導はないので、出来れば現行のやり方を踏襲した形で新法人への移行が図れればと考えている」

嘉村理事「会計に関して、例えば学術講演会の会計処理は現状と変わるのか」

荒木事務局長「本会にとって必要不可欠な定款上の事業であり、会計は今迄通りである」

井上理事「現状大学教授が地方部会長として学術的な側面から運営しているが、公益社団法人になると政策や行政に対する提言等日本産婦人科医会と同じようなレベルになると思う。地方部会を上手に運営しないといけないと思うが、その運営が見えてこない。別の組織を作る動きが出てくるのではないか」

落合副理事長「実態は現状と全く同じ形で地方部会を運営出来ると考えている」

佐藤監事「登記や決算連結の問題があるので公益社団法人に認定されるために定款上はこのようにしているが、実態は変えない方針であることを地方部会に徹底すれば混乱は起きないと思う」

岡村副理事長「定款に係る地方部会のあり方に関する疑問は地方部会から必ず出てくるので、地方部会はこうなるとの方針を定款とは別個に考えておかないと答えようがないと危惧している。例えば地方部会を任意団体にすると本会の会員であるが地方部会の会員とならないことも考えられる。そういうことに対して方針を立てて指導することを別個に考えておかないと、地方部会から照会があった時に答えようがない」

松岡議長「公益社団法人であろうが一般社団法人であろうが、従たる事務所とした場合地方部会は登記や連結決算をしないではいけない点で全く変わらない。法律が施行された段階で必ず超えなくてはいけないハードルであり、まずはそこが第一である。次に、会員にとって公益社団か一般社団のどちらが将来よいかという問題である。一番大きいのは社会的な地位であり、公益社団法人に認定された学術団体となることが非常に重要である。国の政策に直接関わって意見を出す場合一般社団とはランクが違う。その次に税制上のメリットであり、特に寄附金の受け入れ上の問題が大きい」

和氣理事「公益社団法人になるために変更しなくてはいけない点とその対策を地方部会に示すことが必要である」

吉村理事長「1 月中に地方部会長会を開催し、説明したいと考えている」

星合理事「従来と変わらない体制でいくことを文章で会員に示す必要がある」

落合副理事長「法人として生き残るためには公益社団であろうが一般社団であろうがクリアしなくてはいけないことを、まず役員の先生に理解して頂きたい」

丸尾監事「新法人として生き残るためにはというところからスタートして、一般社団と公益社団の比較で本会は公益社団を選択するとして頂くと一般会員や代議員が理解しやすいと思う」

落合副理事長「現在地方部会にお願いしている業務を整理している。地方部会の業務なしでは本会全体の運営が成り立たないことは充分理解している。その中で引き続き担当して頂く業務を整理して示したいと思っている。まずは一般社団、公益社団を問わずクリアしなくてはいけない問題があることを理解して頂きたい」

吉村理事長「役員や代議員の任期、会計等一つずつクリアしなくてはいけない問題がある。今後のスケジュールは如何か」

落合副理事長「12 月の理事会で説明し、臨時地方部会長会を総会前に開催したい」

岩下理事「改定案では 6 月中に定時社員総会を開催すると謳っており、学術集会に関して第 40 条で“総会開催地において”を削除している。即ち、学術集会と総会は分離するのか」

松岡議長「総会は 2 回開催する」

落合副理事長「6月の総会は電磁的方法による等考えている」

吉村理事長「総会を年1回6月末頃に開催できないか検討したが、なかなか難しい点がある。役員の改選や決算承認を電磁的方法で永続的に行っていくことが宜しいかとの問題がある。決算を常務理事会、理事会の協議を経て、代議員に事前に資料を配布するとの手続が6月末の総会に間に合うのかという難しさがあるので、引き続き検討したいと思っている。当初は6月の総会を電磁的な手段で行い、4月の総会は臨時総会との位置付けになる。様々な問題点があるので、意見をお聞かせ頂きたい」

(8) 新入会員に対し勤務医師賠償責任保険周知のリーフレットを送付したい。[資料：総務6]
因みに現時点の会員加入状況は410名強である。
特に異議なく、リーフレットの送付につき、承認した。

(9) 県立大野病院事件関連10月24日付毎日新聞記事「福島の医師無罪で第三者機関に望む」
[資料：総務7]

(10) 柏村監事より定款改定案等につき意見書を受領した。[資料：総務10]

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①母子健康手帳の様式の改正案に対する本会の意見について [資料：総務8]

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 国立国語研究所「病院の言葉」委員会

国立国語研究所「病院の言葉」委員会より「病院の言葉」を分かりやすくする提案（中間報告）を受領した（10月29日）。12月1日までの期間で意見公募を行っている。[資料：総務9]

(2) 日本医学会

日本医学会よりたばこ税の増税に賛成する署名についての協力依頼があった。[資料：総務11]

(3) 禁煙推進学術ネットワーク

禁煙推進学術ネットワークより「病院機能評価における禁煙関連の認定条件追加に関する要望について（照会）」に関する書状を受領した（10月20日）。平成19年10月22日付で日本病院機能評価機構に11学会合同要望書を提出したが、検討状況について確認がされていないため、同機構宛に要望と照会を提出することとなり、本会に参加してほしいとの依頼である。[資料：総務12]

特に異議なく、参加につき、承認した。

(4) 全国医師連盟

二階経産相が救急医療機関で妊婦の受け入れができない事例に関し、「人が足りないというのは言い訳にすぎない」「医者の方の問題」などと発言したことに対し、全国医師連盟は抗議文を送り、発言の撤回を求めた。[資料：総務13]

〔Ⅳ. その他〕

(1) マタニティーカーニバル実行委員会より「マタニティーカーニバル2009」（開催日：平成21年7月4日～5日、会場：大阪南港ATCホール）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（10月27日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) 日本予防医学リスクマネジメント学会より「日本予防医学リスクマネジメント学会第7回学術総会」（開催日：平成21年3月19日～20日、会場：京都市、芝蘭会館）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（11月13日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

平松理事より「西日本 SHD パートナーズ倶楽部の産科医学生支援奨学金支給者の推薦に関し、10月に大阪コミュニティ財団から推薦依頼状が来るものと聞いているが、依頼状が来ていない。どうなっているか」

落合副理事長「確認した上で報告する」

2) 会 計 (岡村州博副理事長)

(1) ①役員、代議員宛に、平成 21 年度事業計画ならびに予算案編成に関し、意見を伺う書信を発送した。(期限：11 月 10 日) [資料：会計 1]

②1 代議員より平成 21 年度事業計画ならびに予算案編成に関し提案書を受領した。[資料：会計 2]

岡村副理事長「来年初の事業計画会議でこの提案につき議論したいと考えている」

(2) 11 月中旬に書面にて各部署、委員会に本年度決算見込み及び来年度予算について申請を依頼する予定である。

(3) 1 月初旬に、来期に向けての事業計画会議を開催する予定である。

(4) 公益社団法人の認定申請に関連し、事業費と管理費の共通費用に係る配賦基準について案を作成した。[資料：会計 3]

荒木事務局長より資料に基づき配賦基準案につき説明があり、特に異議なく、了承した。

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連

(イ) 会議開催

①平成 20 年度学術奨励賞予備選考委員会を 12 月 11 日に開催する予定である。

②平成 20 年度第 1 回 IS 委員会を 12 月 11 日に開催する予定である。

③第 2 回学術委員会、学術担当理事会を 12 月 12 日に開催する予定である。

(ロ) 平成 20 年度学術奨励賞候補者の推薦及び応募を 10 月 31 日に締め切り、8 名が推薦された。

吉川理事「4 分野のうち、周産期、生殖、腫瘍の 3 分野で 8 名が推薦された。今回選考される先生と前年度に選考された先生が第 61 回学術講演会で発表する。これは締め切りを早めたことにより可能となった」

(2) プログラム委員会関連

①第 61 回学術講演会プログラム委員会を 11 月 25 日に開催する予定である。

(3) 吉川理事より「学術集会長候補者選定委員会を第 2 回学術委員会の終了直後に開催する。選定委員会の要求に応じて指定 8 会場以外の会場について審査する小委員会を学術委員会の中に設置する形となる。小委員会は 2 月初め迄に希望された会場に関して基準を満たすか審査し、学術委員会及び選定委員会に報告する予定としている」との報告があった。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

①11 月和文誌編集会議、JOGR 全体編集会議を 11 月 14 日に開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況：2008 年投稿分 (10 月末現在)

投稿数 632 編 (うち Accept 88 編、Reject 286 編、Withdrawn/Unsubmitted 60 編、Under Revision 65 編、Under Review 123 編、Pending 4 編、Expired 6 編)

(3) 下平主務幹事より当日配布資料 [2008 年度 日産婦誌に関するアンケート結果報告 (案)] に基づ

き「①特集及び表紙の赤文字による内容の紹介に関して 90%程度の会員の支持を得ている。②日産婦誌の今後に関しては会員の 77%が紙媒体、冊子形式の維持を希望している。若い年代を含め全年代で紙媒体に対する愛着が強い。39 歳未満でも 70%程度は紙媒体を支持している。付加的な意見として紙媒体を維持しながら web での文献検索や議事録を検索出来る様なシステムを増強して欲しいとの要望があった」との報告があった。

吉村理事長「アンケートの結果報告は公表するのか」

岡井理事「日産婦誌に掲載したいと考えている」

(4) **岡井理事**より英文機関誌に関し「JOGR を完全オンライン化してはどうかとの AFOFG 事務局長の提言を受けて、各国の corresponding editor に紙媒体を廃止することに対して国としてどう考えるか意見を聞き、全ての国から回答を受領した。賛成 11 ヶ国、反対 2 ヶ国、その他 4 ヶ国との結果となった。反対の理由は当該国では紙媒体でないとうまくいかないとのことである。AFOFG 加盟各国で維持している雑誌なので多数決で決める訳にはいかないため、反対国に細かく連絡をとりながら何とか全員一致の賛成を取り付けたいと考えてアクションを起こしているところである」との報告があった。

5) 渉 外 (嘉村敏治理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO World Congress 2009 Scholarship Program への寄付 1 万ドルを渉外の国際関係貢献事業費から支出し、10 月 28 日に送金を実行した。本会の寄付に対し FIGO Administrative Director より礼状を受領した。[資料：渉外 1]

(2) FIGO 会長より FIGO/ICEC Statement on Emergency Contraception について文書を受領した。

[資料：渉外 2]

(3) FIGO より嘉村渉外担当常務理事へ IJGO の Special Editorial 執筆を依頼され、これを受諾した。

[AFOFG 関係]

(1) Educational Fund について [資料：渉外 3]

嘉村理事「現在 7,675 千円の寄附を頂いている。そのうち 6 百万円を 10 月 28 日に AFOFG に送金した」との報告があった。

(2) AFOFG 周産期委員会池ノ上委員長より AFOFG CTG Consensus Workshop 2009 (日時：2009 年 2 月 9-10 日、場所：宮崎市、シェラトングランドホテル) を開催するにあたり、本会から演者 2 名の推挙方依頼があった。[資料：渉外 6]

嘉村理事「池ノ上委員長は岡井先生と岡村先生のお二人を希望しておられる」

特に異議なく、本人の同意を得て岡井先生と岡村先生の推挙につき、承認した。

[その他]

(1) 韓国 Seung Jo Kim 教授を名誉会員として推薦することは今年度第 2 回理事会で承認されているが、今般名誉会員該当者として報告書を作成した。については名誉会員選考委員会に候補者として推薦いたしたい。[資料：渉外 4]

特に異議なく、推薦につき、承認した。

(2) 第 61 回学術講演会における海外学会との交流プログラムについて海外からの参加役員が決定し、理事長、学術集会長の連名で招待状及び登録フォームを発信した。[資料：渉外 5]

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第 3 回社保委員会を 11 月 14 日 (19:00~) に開催する予定である。

和氣理事「本日の社保委員会では、日本産婦人科医会が外保連に加盟したので役割分担につき詰めた。また、保険未収載の薬剤や検査等全分野に亘り洗い直す作業を始めるにあたり、その準備をどう進めるかについて詳しく協議したいと思っている」

(2) 日本医師会疑義解釈委員会より、平成 20 年度第 3 回供給停止予定品目 (20 疑 0921) についての検討依頼を受領し、理事及び社保委員に検討を依頼した。

(3) ワイス(株)より「注射用メソトレキセート 5mg」を一時供給停止するとの連絡があり、ホームページ(会員専用ページ)に掲載した。[資料：社保 1]

(4) 10 月 22 日付日経新聞記事「患者が保険外費用寄付」 [資料：社保 2]

和氣理事「非常に難しい問題である。保険未収載の高額な医療機材を手術に使用し、研究費名目で寄附を頂いている事例である。何故必要なものを保険未収載のままにしておくのかが問題になるのであり、事例自体が問題になるのではないと社保としては考えている。本日の社保委員会ではこの件についても話し合いをしたいと考えている」

佐藤監事「大学はそういう名目では寄附を受けていないという主張をしており、裁定が近々出るのでそれまでは自粛するスタンスでいる」

和氣理事「早急に保険収載をしないと制度として成り立たない」

吉村理事長「このようなことは非常に大きな問題となりつつある」

7) 専門医制度 (星 和彦理事欠席につき平田主務幹事)

(1) 専門医制度規約の一部改定について

平成 21 年度は新医師臨床研修制度で研修を行った専攻医が初めて申請するので、専門医制度規約の一部を改定した。[資料：専門医制度 1]

平田主務幹事より資料に基づき改定案につき説明があり、特に異議なく、承認した。

(2) 会員へのお知らせ、審査の手引きの一部改定について

平成 21 年度は新医師臨床研修制度で研修を行った専攻医が初めて申請するので、「会員へのお知らせ」「審査の手引き」の申請資格を改定した。[資料：専門医制度 2, 3]

平田主務幹事より資料に基づき説明があり、特に異議なく、承認した。

(3) ①日本胸部外科学会より日本専門医制評価・認定機構宛て「『厚生労働省医政局宛ての要望書』に対する意見書」を受領した。[資料：専門医制度 4-1]

②日本専門医制評価・認定機構より書信を受領した。[資料：専門医制度 4-2]

平田主務幹事より資料に基づき説明があった。

吉村理事長「日本専門医制審議会高久会長から厚労省医政局長に対し専門医制度の評価と認定という本来の役割を明確にする上で専門医制度を見直す必要があるのではないかとこの要望書が提出された。これに対して日本胸部外科学会等から反論の意見書を受領した。日本専門医制評価・認定機構の総会で色々な意見が出ると思うが、同機構では全ての専門医制度を見直していこうという試みがされようとしている。同機構の理事の一人としてその時には意見を述べたいと思っている。総会には星先生も出席されると思うので、星先生を通じて本会の意見を述べることについては問題ないと思う」

岩下理事「日本周産期・新生児医学会も日本胸部外科学会から意見書を受領したが、そのまま賛同することはせず様子を見ることとした」

吉村理事長「本会も意見は意見として承り、賛同するかどうかについては表明していない」

井上理事「例えばハイリスク分娩管理加算は専門医でなくても受け取ることが出来る。本来であれば専門医のみが受け取るべきであり、本会から給与体系に絡めて積極的に提言してはどうか」

佐藤監事「未だ周産期の胎児の専門医制度は出来ていない。そのような現状に鑑みれば先生の意見は理想論であるが反対である。産科をやっているところに手当てを出すことは当然であり、専門医はそれよりもっとグレードアップすることを我々は狙っている訳である。皆が胎児、新生児の専門医になると

本会で認定する専門医と同じレベルになってしまう可能性がある。我々が狙っているのは更にグレードアップした医師の技術料を上げるようなことにしたいと思っている」

吉村理事長「ひとつの例として生殖医療指導医に対する特定不妊治療費に関しては日本医師会の反対もあり時期尚早となった経緯がある。しかし、周産期医療の制度に関して時代の流れとして今後はそういったことも視野に入れなくてはいけないことは事実である」

8) 倫理委員会 (星合 昊委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 20 年 10 月 31 日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：52 施設
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：614 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：614 施設
- ④顕微授精に関する登録：489 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：98 例[承認 59 例、非承認 4 例、審査対象外 4 例、照会中 1 例、審査中 30 例]

(3) 会議開催

- ①第 5 回登録・調査小委員会を 11 月 26 日に開催する予定である。
- ②第 2 回着床前診断審査小委員会を 11 月 18 日に開催する予定である。

(4) ART 登録について

ART 登録施設からの症例データの年次集計は、各施設のデータ入力モチベーションを高める上でも、毎年行うのが望ましいと考えられるが、行うことの是非、および行う場として日産婦学会総会時または他の学会（生殖医学会）開催時のいずれが適切かにつき諮りたい。

星合理事より「集計が 4 月に間に合えば本会の総会で宜しいかと思う。第 1 候補は本会、第 2 候補は他学会としたい」との見解が示され、特に異議なく、承認した。

(5) ART 登録データの、日産婦会員による使用の是非について

登録調査小委員会において集積された全国 ART 登録施設の症例データは、年次統計として集計され日産婦誌およびホームページ上に公開されているが、そこに公開されていない統計について使用を求める申請があった。このような統計は、個別症例の生データを用いて解析すれば算出することは可能である。

(今回の申請は具体的には、ART における M-D 双胎と D-D 双胎それぞれの性比の統計の要望である)

既に、ART 登録の生データから導き出される統計は、小委員会委員長が適切で問題ないと判断した場合に、会員に提供することはなされており、また、他分野（腫瘍、周産期）の学会集積データも必要に応じて会員が使用することができるようになっている。学会に集積されているデータはわが国の当該医療の全体を網羅する貴重かつ唯一のデータであり、これを有効に活用しようとする会員の努力を妨げることは適当ではなく、個人情報管理に十分注意したうえで会員に提供してよいのではないか。これらの点を勘案し、特に異論がなければ担当委員会委員長の判断において会員への提供は可能であるとの提案をしたい。

岡井理事「周産期委員会は登録データを日産婦に委員会報告として出している。データの利用は周産期委員会に目的を書いて申請して頂いて、審査の上承認する手順を踏んでいる」

星合理事「申請のパターンを作り、スタディデザインを聞いた上で個人情報に配慮して受け入れる方向でシステムを構築することで宜しいか」

吉村理事長「登録・調査小委員会が担当するかは倫理で決めて頂きたい」

以上協議の結果、提案を承認した。

(6) 根津会員から日本受精着床学会における「代理懐胎実施」の発表に関する本会の照会に対し回答を受領した。[資料：倫理 1]

星合理事「日本受精着床学会に対する照会の回答は未だ来ていないが、その回答を受領してから検討したいと考えている」

吉村理事長「根津先生は真摯に回答して頂いた。日本受精着床学会からの回答を考慮した上で対応を考えたい。本日メディアが来ているが、根津先生から回答を受領したが本常務理事会では現段階では検討しなかった旨星合先生から説明して頂ければと思う」

(7) 10月22日付毎日新聞記事「インド代理出産法不備浮き彫り」[資料：倫理2]

(8) **星合理事**より「Aメディアから生殖医療における医療事故を防ぐための安全対策に関する照会が来ている。日本生殖医学会で発表された不妊治療施設でのヒヤリ・ハットに関する調査に関連して、本会として安全対策についてどのような指導をしているかとの取材の申し入れである」との発言があった。

吉村理事長「施設登録の新規申請では安全対策をチェックしている筈であるが、5年毎の再審査の際にも安全対策に関してどのような点に留意しているか等項目を増やして頂ければと思う」

佐藤監事「米国のアーバインで故意に取り違えたケースがある。安全対策に関する資料がある可能性があるため米国に照会したらどうか」

吉村理事長「大切なことであるので、どのような手順でやるか、安全対策に対してどのような点を考えるか等倫理委員会で検討して頂きたい」

以上協議の結果、倫理委員会で安全対策について検討することにつき、了承した。

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

①第2回教育委員会 若手医師による学術企画検討委員会を11月7日に開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

11月5日現在、入金済3,394冊、校費支払のため後払希望35冊、購入依頼2冊。

(3) 産婦人科サマースクール in 美ヶ原について

①「第2回産婦人科サマースクール in 美ヶ原」の収支が纏まった。[資料：教育1]

②「第1回産婦人科サマースクール in 美ヶ原」参加初期研修医63名中36名が会員として入会している(10月20日現在)。

岩下理事より資料に基づき第2回産婦人科サマースクールの収支報告があり「来年は寄附の集め方を考えていかななくてはいけない。第3回はホテルのキャパシティを勘案して参加者は初期研修医の1年目2年目を対象とする方向で検討している」との意見が示された。

吉村理事長「サマースクールの評価も定着し、参加者も増えてきているので、第3回からは研修医を対象に行うことで宜しいかと思う」

嘉村理事「西日本SHDパートナーズ倶楽部の奨学金を得ている学生を参加させても宜しいのではないか」

岩下理事「それは構わないと思う」

田中理事「ホテルに支払った費用が高いと思うが、もう少し経費の嵩まない場所で開催できないか」

岩下理事「小西先生のお力添えでかなりディスカウントをして貰っている。産婦人科に入りたいという気持ちにさせることも重要なので開催場所もある程度考慮しないといけないと思う」

吉村理事長「機器を使う場合600人程度収容できる部屋が2部屋必要である。通常であればこの2倍程度の費用は掛かるものと思う。また、参加者に聞くと信州での開催は非常に好評である」

平松理事「参加者にとって信州の風景と温泉は魅力があるようである。学生に聞くと研修医になればまた参加したいとの意見が少なからずある。学生が何人か少しでも参加できる道を残して頂きたい」

吉村理事長「今年は参加人数が多く、教育的効果からすると120名が限度かと思うが、その辺りも含めて検討して頂きたい」

(4) 産婦人科医育成奨学基金制度により海外派遣された方に学術講演会時の若手医師による学術企画(第61回については2007年ACOG派遣者が企画)やInternational Seminar for Junior Fellowsに積極的に携わって頂くため、メーリングリストを作成する(10月20日付け依頼状発送)。

岩下理事「将来的に若手、中堅クラスの一つの集団としてACOGのJunior Fellowに倣った組織づくりに役立てる観点からメーリングリストの作成を始めている」

(5) 第 61 回学術講演会時「若手医師による学術企画：あなたはどう働きますか？－新たなる労働環境を求めて」開催にあたり、若手グループ委員の作成したアンケートを入会 3～10 年目の会員から無作為に抽出した 363 名に 10 月 31 日付状した。

岩下理事「若手医師による学術企画検討委員会では企画が煮詰まってきたおり、“若手医師による学術企画：あなたはどう働きますか？－新たなる労働環境を求めて”とのタイトルで発表する。学生、後期研修医、委員と同年代の産婦人科医師、産婦人科を止めた人、医局長クラスの指導的な立場にある産婦人科医の 5 グループに分けて討議し、会場にいる人に〇×の札を持って貰い、意見に賛成かどうかを聞く。363 名に対するアンケートの結果を発表して、皆の意見を聴取することも行う」

嘉村理事「若手による学術企画を継続し、将来的には教育委員会企画のプログラムとして International Seminar for Junior Fellows に取り込む形に持って行って頂ければと思う」

岩下理事「学術講演会の会期も短くなるため、二つを集約した方が宜しいかと思うので検討する」

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (平松祐司委員長)

(1) 会議開催

①第 3 回広報委員会・情報処理小委員会 合同委員会を 11 月 14 日に開催した。

(2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報 1]

平松理事「公募情報は現在 31 件掲載し、採用決定件数は 7 件となっている」

田中理事「都内の B 病院は採用決定件数 2 件となっているが、この 2 名の現況はどうなっているか」

海野委員長「非常勤医の採用を決定したが、現在勤務しているかは不明である」

(3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報 2]

平松理事「10 月末のログイン可能人数は 7,258 名である」

(4) ホームページアクセス状況について [資料：広報 3]

平松理事「ホームページアクセス状況は月間 116 千件であり、大きな変化はない」

(5) Newsletter3 号について

平松理事「本日の広報委員会で初稿の校正を行い、第 2 回サマースクールの記事、専門医制度の紹介、第 61 回学術講演会の案内、台湾、カナダとの若手交流を取り上げている。12 月 17 日には各大学に発送する予定である。第 2 回サマースクールの参加者には直接 Newsletter を送付することを本日の委員会で決定した」

(6) Anetis について神奈川県産婦人科医会会長宛に配布促進協力依頼文書を発送した (10 月 30 日)。

平松理事「Anetis の配布は苦戦している。今般神奈川県産婦人科医会会長に配布の協力を依頼し、協力して頂ける旨回答を頂いた」

吉村理事長「Anetis は妊婦に産婦人科医の状況を理解してもらうための手段として非常に大切であると思う。そろそろ本会としても一般の診療所に配布できる体制を作りたいと考えている」

(7) 平松理事よりホームページに関し「①第 2 回サマースクールの記事をホームページに掲載した。

②ホームページのトップページに掲載している写真を変えようということで 11 月 30 日を期限に公募しているが、現在迄応募はない。先生方の大学からどなたか応募して頂ければ有難い。③専門医制度委員会のコンテンツに関して会員に関係するものは会員専用ページに掲載する方針でいたが、同委員会から一般ページに移して欲しいとの申し出があった。理由は、申請の際パスワードを忘れて申請書類をダウンロード出来ず、再設定の事務処理に時間が掛かるためである。問題はないと思うので一般ページに移すことを広報委員会で決定した」との報告があった。

2) 将来計画委員会 (井上正樹委員長)

(1) 会議開催

①第4回将来計画委員会を11月14日(17:45～)に開催する予定である。

(2) 第1次中期目標・中期計画の評価作業について

井上理事「自己点検評価を作成して頂き、それに対する peer review の作業を各委員に依頼している。それに基づいて現況の社会的状況を見ながら将来計画の原案を来年早々には仕上げる予定である」

(3) ガイドライン委員会(産婦人科診療ガイドラインー産科編)

①「産婦人科診療ガイドライン」頒布状況について

11月5日現在、入金済9,182冊、後払希望118冊。

②警察庁は妊婦のシートベルト着用に関して本会に内容を確認の上、国民啓発用のポスターを作製した。このポスターを機関誌12月号の学会・医会共同発送時に同封し、全会員に配布する予定である。

[資料：将来計画1]

吉村理事長「ポスターは是非とも診察室に貼って頂きたい」

③産婦人科診療ガイドラインー産科編2008指導者講習会について [資料：将来計画2]

指導者講習会を12月23日に開催することは第4回常務理事会で報告済みだが、参加料等に関し確定した。

吉川理事「ガイドラインは単に作成するだけではなく、普及、教育に努めることも重要なので、象徴的な意味もあって各地方部会、医会支部から1~2名を推薦してもらい講習会を開催する。参加費は無料としている。作成委員が分担して重要なポイントに絞って解説する。それを持ち帰って各地域で講習会を開催して頂くことを考えている」

落合副理事長「スライドを含めて指導者講習会で使用した資料を各地方部会にパッケージとして提供し、各地方部会で講習をして頂くことをお願いしたい」

荒木事務局長「スライドについては水上委員長が準備されている」

嘉村理事「医会の伝達講習会のシステムにのせることも宜しいかと思う」

吉川理事「水上委員長はスライドを配布する準備をされているので、それを使って各地方で講習して頂くことは有意義である」

(4) 産婦人科診療ガイドラインー婦人科外来編ー作成委員会

①第1回産婦人科診療ガイドラインー婦人科外来編ー作成委員会を11月28日に開催する予定である。

吉川理事「委員会の委員長、副委員長は11月28日の委員会で正式に決定される。現在テーマ案を各委員に配布し意見を聴取している」

(5) 産婦人科医療提供体制検討委員会

①産婦人科医療提供体制検討委員会第2回グランドデザイン検討チーム・実態調査分析チーム合同会議を11月21日に開催する予定である。

海野委員長「1月25日に開催する予定の第2回拡大産婦人科医療提供体制検討委員会は、医療提供体制のグランドデザインに関して最終的な意見交換の場としたい」

②11月1日に開催した公開市民フォーラム「わが国のお産のあり方を考える」には約150名(報道関係者約30名を含む)が出席した。[資料：将来計画3]

③11月3日に本会、日本救急医学会合同第1回「地域母体救命救急体制整備のための基本的枠組みの構築」に関する作業部会を開催した。[資料：将来計画4]

④産婦人科勤務医・在院時間調査 第2回中間集計結果について [資料：将来計画5-1, 5-2]

⑤活動報告について [資料：将来計画8]

海野委員長より資料に基づき活動報告の説明があった。

⑥地域母体救命救急体制整備のための基本的枠組の構築に関する提言（案）について

[資料：将来計画9]

海野委員長より「日本救急医学会との共同作業部会を11月3日に開催した。資料の提言（案）は共同作業部会案である。本日の常務理事会で承認後、日本救急医学会の持ち回り理事会で承認した上で両会の提言として出せたらと思う。この共同作業部会は新しい制度の構築や具体的なことを提言する目的で設置されたものではない。それぞれの地域で縦割りに分かれている救急と周産期救急の現場の先生が行政を含めて交流し、それぞれの地域の実情に沿った対策を作り、現実的な対応をするための手順を書いている。この提言を踏まえて都道府県レベルで検討して頂きたいというのが趣旨であることを理解した上で、提言（案）につき協議して頂きたい」との提案があった。

吉村理事長「舛添大臣との面談時に共同作業部会の話をしたが、厚労省も補助金を出して特別研究として杉本先生を主任研究者とし、また海野先生、岡井先生もそれに加わって頂いている」

嘉村理事「開業医からの依頼で久留米大学でも周産期母子医療センターと救命救急センターとで話し合いをしたが、その時話題になったのは誰を一番先に助けるのかを明確にしようということである。久留米大学では救命救急センターに搬送することとした。それぞれの地域、病院で対応は違うと思う」

岩下理事「経済産業省も出来ることがあればするとのスタンスである。今度厚労省と打ち合わせをするそうである」

吉村理事長「この問題に関して舛添大臣は懇談会を設置して岡井先生が座長となっている。年内に纏める予定であり急速な進展を遂げている。本会が主体的に動かないといけないと思っている」

岡村副理事長「是非国立大学病院を総合周産期母子医療センターに指定されるよう推進する方策を取って頂きたい」

和氣理事「県庁が認可するかどうかである。その時に問題となるのは域経済活性化を常に出してくることである」

岡井理事「施設基準を緩和して小規模な施設を認めていくことは、本来のあるべき救急体制に対してどうなのか。それをやると却って逆方向に行ってしまう。規模を大きくして今よりも強い責任を持たせる体制が理想であるが、その理想に向かって逆行するところがある。国立大学がやってくれるのは大歓迎であることは間違いない」

吉村理事長「母体の救命救急を考えると国立大学とかの大学が主体的にやらないといけない。例えば総合周産期母子センターに指定されているところでも救命救急ができないところが実際にある訳である。新しいシステムを作っていくことをしないとけない」

井上理事「一番大きな問題は、NICUを専門にする小児科の先生が地方にいないことである」

岡井理事「懇談会には新生児の専門家も二人入っている。その先生方からそのような事情を開示してもらい小児科の中でも新生児を専門にする先生に対する支援等を訴えていく予定にしている」

佐藤監事「小児科のNICUをやる先生が少ないので断る状況があるが、それを緩和するにはNICUで働く看護師をスペシャリストとして養成する制度を認めさせれば、NICUのベッド数を増やせるし医師も少なくて済む。全て医師がやらなくてはいけないのでパンクしている。それも一緒に考えてやるとかなりの部分でよくなる。そこを強く提言して頂きたい」

海野委員長「なかなか難しい問題がある。今回は母体救急の懇談会なのでNICU問題の話に絞ると焦点がぼけることがある。資料を新生児専門家側から出してもらい、そのような問題があることを指摘して頂ければと思う。実は厚労省は今年の3月締切りでNICUとその後方病床がどういう状況にあるのか調査をしているが公表していない。どの位長期入院児がいるか全国調査の数字がある筈なので、それが公表されれば自ずと明らかになると思う。今それを出してくれとお願いしているところである」

吉村理事長「懇談会は大事である。国に対して要望することは非常に大事である。システム作りを宜しく願いたい。年内には具体的な提言が出来るようにしたいと思っている」

以上協議の結果、提言（案）を、承認した。

(6) 11月3日付読売新聞記事「出産費支払い不要」[資料：将来計画6]

(7) 医師不足関連記事 [資料：将来計画7]

3) 男女共同参画検討委員会（田中俊誠委員長）

(1) 女性の健康週間委員会

①平成20年度「女性の健康週間」展開案について [資料：男女共同参画1]

清水副議長（女性の健康週間委員会委員長）より資料に基づき「女子大生向けの健康講座を跡見学園女子大の授業の一環として実施することが決定した。他大学については日程的に来年度になるかもしれないが公益的な事業として行ないたいと考えている。女性の健康広場イベントに関してはコストを絞って出来る範囲で行いたい」との説明があった。

②女性の生涯健康手帳2009について

清水副議長より女性の生涯健康手帳2009年版の表紙案について説明があった。

③女性の健康週間2009ポスターについて

清水副議長よりポスター案A, B, C3案につき説明があった。

岡井理事「女性医師を支援することは大事であり当たり前ではあるが、男子学生問題も見逃せないの
でポスターには男性医師がどこかに顔を出すとかの配慮をして頂きたい。雰囲気的に産婦人科医療は女性医師、女性の健康を守るのは女性医師というムードが日本国中に広がると大変なことになる。それに対する配慮をして頂きたい」

吉村理事長「どのようにするかストラテジーを考えなくてはいけない」

落合副理事長「ポスターのどこかに主治医の名前を書くスペースを工夫すればどうか」

以上協議の結果、C案を承認した。

④**清水副議長**より厚労省の女性の生涯健康手帳に関するワーキンググループの状況につき議論は進んでいない旨報告があった。

(2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画2]

IV. その他

(1) **星合理事**より「第63回学術講演会シンポジウム課題について関係各学会の理事長に応募を要請し、日本受精着床学会から応募があった。先生方におかれては11月28日の公募期限を過ぎてもよいのでアイデアを出して頂きたく、宜しく願いたい」との発言があった。

(2) **松岡議長**より「新型インフルエンザが流行したときに妊婦や新生児に対する具体的対応は国レベルでは未だ何も議論されていない。いずれ何か問題になるかもしれない」との発言があった。

岡井理事「周産期委員会でも未だ議論していない。宿題とさせて頂きたい」

以上